

王 司 保 育 園 行 動 計 画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年12月1日 ～ 2027年11月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 2022年 12月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2022年 12月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

※参考・・・育休復帰支援プラン（厚労省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000067027.html>

目標2：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 2024年 6月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修および全社員への周知

目標3：小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 2024年 4月～ 満3歳までの子から小学校入学前までの子に制度を延長
取得見込職員への短時間勤務制度延長の声かけ
全職員への短時間勤務制度延長の周知